

国立研究開発法人土木研究所随意契約見積心得

国立研究開発法人土木研究所

（目的）

第1条 国立研究開発法人土木研究所の総務部、企画部、つくば中央研究所、水災害・リスクマネジメント国際センター、構造物メンテナンス研究センター及び先端材料資源研究センターが所掌する契約を随意契約により行う場合における見積書の提出（以下「見積」という。）その他の取扱いについては、国立研究開発法人土木研究所会計規程、国立研究開発法人土木研究所契約事務取扱細則（以下「契約細則」という。）、その他の法令に定めるもののほか、この心得の定めるところによるものとする。

（見積等）

第2条 見積をしようとする者（以下「見積者」という。）は、契約書案、図面、仕様書等の契約職が示す図書（以下「見積関係図書」という。）及び現場等を熟覧し、また暴力団排除に関する誓約事項（別添1）を承諾のうえ、見積しなければならない。この場合において見積関係図書及び現場等について疑義があるときは、関係職員の説明を求めることができる。

2 見積書は、様式1により作成し、封かんのうえ、見積者の氏名を表記し、公告、公示又は依頼書に示した時刻までに、契約職あてに提出しなければならない。また、見積書の押印を省略する場合は、その旨を明示し、かつ、見積書の余白に「本件責任者及び担当者」の氏名・連絡先を記載することとする。

3 見積書を郵送等により提出する場合は、二重封筒とし、表封筒に見積書在中の旨を朱書し、中封筒に見積件名及び見積提出日時を記載し、契約職あての親展で提出しなければならない。

また、見積書の押印を省略する場合は、表封筒に押印省略の旨を朱書し、かつ、見積書の余白に「本件責任者及び担当者」の氏名・連絡先を記載することとする。

4 前項の見積書は、見積提出日の前日までに到達しないものは無効とする。

5 見積者は、代理人をして見積をさせるときは、その委任状を提出しなければならない。

6 見積者又は見積者の代理人は、当該見積に対する他の見積者の代理をすることはできない。

7 見積者は、契約細則第5条第3項の規定に該当する者を見積の代理人とすることはできない。

（見積の辞退）

第2条の2 見積者は、見積書を提出するまでは、いつでも見積を辞退することができる。

2 前項の場合において、見積依頼を受けた者は、見積辞退届（様式2）を契約職に直接持参し、又は郵送（見積書提出日の前日までに到達するものに限る。）して行う。

3 見積を辞退した者は、これを理由として以後の見積依頼等について不利益な取扱いを受けるものではない。

（公正な見積合せの確保）

第2条の3 見積者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54

号)等に抵触する行為を行ってはならない。

- 2 見積者は、見積に当たり他の見積者と、見積意思、見積価格又は見積書その他契約職に提出する書類（以下「見積書等」という。）についていかなる相談も行わず、独自に見積価格を定めなければならない。
- 3 見積者は、契約の相手方の決定前に、他の見積者に対して見積書等を意図的に開示してはならない。

（見積の取りやめ等）

第3条 見積者が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、見積を公正に執行することができないと認められるときは、当該見積者を見積に参加させず、又は見積の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

（無効の見積）

第4条 次の各号の一に該当する見積は、無効とする。

- 一 見積書の提出期限後に到達した見積
- 二 委任状を持参しない代理人のした見積
- 三 記名を欠く見積（押印を省略する場合、「本件責任者及び担当者」の氏名・連絡先の記載がない見積）
- 四 金額を訂正した見積
- 五 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である見積
- 六 明らかに連合によると認められる見積
- 七 同一事項の見積について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の見積
- 八 その他見積に関する条件に違反した見積

2 開封後、次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、当該者のした見積は無効として取り扱うものとする。

- 一 配置予定の監理技術者等を配置することができなくなったとき（契約職が配置予定の監理技術者等の変更をやむを得ないとして承認した場合を除く。）
- 二 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があったとき

（見積書等の取扱い）

第4条の2 提出された見積書等は、開封前も含め返却しないこととする。見積参加者が連合し若しくは不穩の行動をなす等の情報があつた場合又はそれを疑うに足る事実を得た場合には、見積書等を公正取引委員会及び警察当局に提出する場合がある。

(契約の相手方の決定)

第5条 見積を行った者のうち、契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で最高又は最低の価格であるものを契約の相手方とする。

(再度見積)

第6条 開封をした場合において、予定価格の制限の範囲内の価格をもって見積を行った者がないときは、直ちに再度の見積を行う。ただし、郵便による見積を行った者がある場合において、直ちに再度の見積を行うことができないときは、契約職が指定する日時において再度の見積を行う。

(同価格の見積を行った者が2人以上ある場合の契約の相手方の決定)

第7条 契約の相手方となるべき同価格の見積をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該見積をした者にくじを引かせて契約の相手方を決定する。

2 前項の場合において、当該見積をした者のうちくじを引かない者があるときは、これに代わって見積合わせ事務に関係のない職員にくじを引かせる。

(契約保証金等)

第8条 契約の相手方は、契約書の案の提出と同時に、契約金額の100分の10（工事請負契約については、当該契約が特定調達契約に該当する場合又は落札者が契約職が契約細則第19条第2項に基づき作成した基準に該当する入札をした者である場合は、100分の30）以上の契約保証金又は契約保証金に代わる担保を納付し、又は提供しなければならない。ただし、契約保証金の全部又は一部を免除された場合は、この限りでない。

2 契約の相手方は、前項本文の規定により契約保証金を納付する場合においては、あらかじめ、現金を出納職総務部長口座に払い込み、保管金提出書を添えて契約職に提出しなければならない。

3 契約の相手方は、第1項本文の規定により契約保証金を納付する場合において、契約職が認める場合に直接納付するときは、関係職員の調査を受け、その面前においてこれを封かんのうえ、氏名及び金額を封皮に明記して保管金提出書を添えて差し出さなければならない。

4 契約の相手方は、第1項本文の規定により提供する契約保証金に代わる担保が銀行等又は公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社の保証である場合においては、当該保証に係る保証書を契約職に提出しなければならない。

5 落札者は、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約の締結により第1項ただし書の規定に基づく契約保証金の免除を受けようとする場合においては、それぞれ当該公共工事履行保証証券に係る証券又は当該履行保証保険に係る証券を契約職に提出しなければならない。

い。

- 6 契約保証金は、契約履行後にその払渡請求書と引換えにこれを還付する。また、銀行等の保証については、その受領書と引換えにこれを返還する。

(契約書等の提出)

第9条 契約書を作成する場合には、契約の相手方は、契約職から交付された契約書の案に記名捺印し、落札決定の日から7日以内（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項各号に規定する行政機関の休日を含まない。）に、これを契約職に提出しなければならない。ただし、契約職の書類による承諾を得て、この期間を延長することができる。

- 2 契約の相手方が前項に規定する期間内に契約書の案を提出しないときは、相手方の決定は、その効力を失う。
- 3 契約書の作成を要しない場合においては、契約の相手方は、選定後すみやかに請書その他これに準ずる書類を契約職に提出しなければならない。ただし、契約職がその必要がないと認めて指示したときは、この限りでない。

(異議の申立)

第10条 見積をした者は、見積提出後、この心得、見積関係図書及び現場等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

様式 1

(用紙 A 4)

見 積 書

一金

ただし

国立研究開発法人土木研究所随意契約見積心得及び現場説明書を承諾の上、見積します。

令和 年 月 日

住 所
商号又は名称
代表者氏名

契約職

国立研究開発法人土木研究所
理事長 殿

※以下は、押印を省略する場合のみ記載すること。

(連絡先は 2 以上記載すること)

本件責任者 (会社名・部署名・氏名): _____

担当者 (会社名・部署名・氏名): _____

連絡先 1 : _____

連絡先 2 : _____

見 積 辞 退 届

件 名

上記について見積依頼を受けましたが、都合により見積を辞退します。

令和 年 月 日

住 所

商号又は名称

代表者氏名

契約職

国立研究開発法人土木研究所

理事長 殿

※以下は、押印を省略する場合のみ記載すること。

(連絡先は 2 以上記載すること)

本件責任者（会社名・部署名・氏名）： _____

担当者（会社名・部署名・氏名）： _____

連絡先 1 : _____

連絡先 2 : _____

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記のいずれにも該当しません。
また、当該契約満了までの将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

以上のことについて、見積書の提出をもって誓約します。

記

- 1 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である
- 2 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている
- 3 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している
- 4 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している